

農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について（平成11年10月1日付け11農産第6283号農林水産省農産園芸局長通知）一部改正新旧対照表
 （下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
記	記
農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について	農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について
1 （略）	1 （略）
2 農薬G L P制度の適用対象試験の分野及び範囲 （略）。	2 農薬G L P制度の適用対象試験の分野及び範囲 （略）。
(1) 毒性試験分野 対象となる試験は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）の第1の(3)の「アからテまでに掲げる試験成績及びへに掲げる試験成績（添加物及び不純物の <u>毒性に関する試験成績に限る。</u> ）」を作成するために必要とされる試験並びに「微生物農薬の登録申請に係る安全性評価に関する試験成績の取扱いについて」（平成9年8月29日付け9農産第5090号農林水産省農産園芸局長通知）別添の「微生物農薬の安全性評価に関する基準」の別表に規定する試験のうち「3 ヒトに対する安全性試験成績」に掲げられた試験	(1) 毒性試験分野 対象となる試験は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農産園芸局長通知）の第1の(3)の「アからテまでに掲げる試験成績を作成するために必要とされる試験及び「微生物農薬の登録申請に係る安全性評価に関する試験成績の取扱いについて」（平成9年8月29日付け9農産第5090号農産園芸局長通知）別添の「微生物農薬の安全性評価に関する基準」の別表に規定する試験のうち「3 ヒトに対する安全性試験成績」に掲げられた試験
(2) （略）	(2) （略）
(3) 物理的・化学的性状に関する試験分野 対象となる試験は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の第1の(3)の「トに掲げる試験成績（色調、形状及び臭気に関する試験成績を除く。）及びへに掲げる試験成績（農薬原体の組成分析及び農薬原体の分析法に関する試験成績に限る。）」を作成するために必要とされる試験	(3) 物理的・化学的性状に関する試験分野 対象となる試験は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の第1の(3)の「トに掲げる試験成績（色調、形状及び臭気に関する試験成績を除く。）」を作成するために必要とされる試験
(4) 及び(5) （略）	(4) 及び(5) （略）
(以下略)	(以下略)

附則（平成28年10月31日）

- この通知による改正後の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以降に開始された試験について適用する。
- 前項の規定にかかわらず、試験施設は、適用日前においても、この通知による改正後の規定を適用して、試験を実施することができる。